

安全保障理事会決議 1645(2005)

2005年12月20日、安全保障理事会第5335回会合にて採択

安全保障理事会は、

国際連合憲章に掲げられた目的と原則によって導かれ、

2005年世界サミットの結果¹を再確認し、

とりわけその決議の第97から105項を想起し、

発展、平和および安全保障並びに人権は、関係し相互に強化しあうものであることを認識し、

持続的可能な平和を達成するために、紛争後の平和構築および和解に対する、調整された、一貫性のある且つ統合されたアプローチの必要性を強調し、

復旧、再統合および再建に向けて紛争から立ち直ろうとしている国家の特別なニーズに対処し、持続可能な発展への基盤の敷設を支持する、専用の制度的手続の必要性を認め、

また、紛争を防止し、戦闘行為の停止および、復興、再建並びに発展に向け立ち直るために紛争当事者を支援すること、および国際的注目のと支援の持続した動員することにあたって国際連合の重要な役割を認め、

国連憲章に明確にされた国際連合機関のそれぞれの責任と機能およびそれらの間での調整を促進する必要性を再確認し、

国の主体的取組の保障を目的として、紛争後の平和構築の優先順位と戦略の確認において、それが確認された場合、紛争から立ち直るかまたは紛争に逆戻りする危機のある国家の中央政府および暫定政府並びに当局の主要な責任を認識し、

これに関連して、能力構築を含む紛争から復興する国家の実効的な行政のための制度構築、再発展または改革に対する国家の努力を支援する重要性を強調し、

自らの地域における紛争後の平和構築活動の実行における地域的および準地域的機構の

重要な役割を認識し、この目的に対するその努力および能力構築への持続的な国際的支援の必要性を強調し、

近年紛争後の復旧を経験した国家は、平和構築委員会の任務に貴重な貢献を果たしたであろうことをまた認識し、

さらに、財政的、軍隊と文民警察の貢献を通して国際連合の平和維持と平和構築の取組を支援する加盟国の役割を認識し、

女性団体を含む、市民社会および非政府組織の平和構築の取組への重要な貢献を認識し、

紛争の防止および解決並びに平和構築における女性の重要な役割を再確認し、平和と安全の維持および促進にあたっての全ての努力に彼女らが平等に参加し完全に関与する重要性、それと紛争の防止および解決並びに平和構築に関する意志決定に彼女らの役割を拡大する必要性を強調し、

1. 世界サミットの決定を運用させる目的で、国際連合憲章第7、22 および 29 条に従い、総会と一致して行動し、国家間諮問機関として平和構築委員会を設立することを決定する。
2. また、以下のことが委員会の主要な目的であることを決定する。
 - (a) 資金を整理し、紛争後の平和構築と回復のための統合された戦略を諮問し提案するために、全ての関係者を一堂に集めること。
 - (b) 紛争からの復旧のために必要な再建および制度構築のための取組に注意を向け、また持続的発展の基盤を敷設するための統合的戦略の発展を支援すること。
 - (c) 国際連合内外の全ての関係者の調整を改善するための勧告と情報を提供すること、模範例を開発すること、早期復旧活動のための予測可能な財政確保の支援、および紛争後の復旧への国際社会の注目期間の延長をはかること。
3. 当該委員会は、個々の展開部で会合を開くものと決定する。
4. また委員会は、次のものによって構成された、自らの手続規則および作業方法の発展に責任を有する、常設の組織委員会を有する。
 - (a) 安保理によって決定された手続規則に従って選出された、常任理事国を含む、安全保障理事会の7か国
 - (b) 経社理によって決定された手続規則に従って地域グループから選出され且つ紛争後

の復旧を経験した国家に然るべく考慮した、経済社会理事会の7か国

- (c) 上記(a) または(b)で選出された諸国に含まれていない、国際連合予算への貢献および常設平和構築基金を含む国際連合基金、プログラム、機関への自発的拠出国の上位10か国によって、事務総長が提供する一覧表に従い、統計的データの利用できる過去3年年間における平均拠出額に基づき、それら諸国の拠出の規模に適正な考慮を払って、それら諸国の中から選出された上位提供国5か国
- (d) 上記 (a)、(b)または(c)によって選出された諸国に含まれていない、国際連合ミッションへの軍事要員および文民警察の上位提供国10か国によって、事務総長が提供する一覧表に従い、統計的データの利用できる過去3年間における平均月刊提供人数に基づき、それら諸国の提供人数の規模に適性な考慮をはらって、それら諸国の中から選出された上位提供国5か国
- (e) 委員会全体の構成の全ての地域グループからの代表および紛争後の復旧を経験した国家の代表に適性な考慮をはらって、総会によって決定された手続規則に従って更に7か国が選出されるものとする

5. 加盟国は、いかなるときも、上記第4項に規定された範疇の1つのみからしか選出されない。

6. 組織委員会の構成国は、適宜更新可能な2年の任期を務める

7. また、上記第4項に言及された組織委員会の招待によって、委員会の国家特定会合は、委員会の構成国に加えて、次の代表を含めるものとすることを決定する。

- (a) 審議対象国
- (b) 紛争後のプロセスに関与している当該地域の国家および救済の努力および／または政治的対話に関与しているその他の国家、並びに関係する地域的機構および準地域的機構
- (c) 復旧の努力に関与している資金、部隊および文民警察の主要な提供国
- (d) 現地の上級国際連合代表およびその他の関係する国際連合代表
- (e) 関係する可能性のある地域的および国際的金融機関

8. さらに事務総長の代表が、同委員会の全ての会合に参加するよう招請されるものと決定する。

9. 世界銀行、国際通貨基金およびその他の援助提供機関の代表が、これら機関の管理取り決めに従い、同委員会の全ての会合に参加するよう招請されるものと決定する。

10. 委員会は、平和構築プロセスに国の主体的取組を確保する目的から、可能な場合には、審議の対象となっている国の国家当局または暫定当局と協力して活動するものとすることを強調する。
11. また、委員会は、適当な場合には、憲章第8章に従った地域的および準地域的機構の平和構築プロセスへの関与を確保するために、それらの機構と緊密に協議することを強調する。
12. 組織委員会は、上記に規定された当該委員会の主要目的に従い、異なる地域の国家状況と取り組む際、公平性の維持に考慮し、以下の点を基盤とした委員会の議題を設定することを決定する。
 - (a) 安全保障理事会からの諮問の要請
 - (b) 紛争に陥るか、または、再び陥る瀬戸際にあり、且つ、安全保障理事会がその紛争に関与していないという例外的な状況における、関係加盟国の同意を得た、国連憲章第12条に従った経済社会理事会または総会からの諮問の要請
 - (c) 紛争に陥るか、または、再び陥る瀬戸際にあり、且つ、その紛争が安全保障理事会の議事日程に載っていないという例外的な状況における、関係加盟国からの諮問の要請
 - (d) 事務総長からの諮問の要請
13. また同委員会は、その審議の結果および勧告を、国際金機関を含む全ての関連機関および関係者が国際連合の文書として公の利用に供するものと決定する。
14. 国際金融機関を含む全ての関連国際連合機関およびその他の機関および関係者が、適宜およびそれぞれの職務権限に従って、当該委員会の助言に基づき行動を取るよう招請する。
15. 同委員会は、総会に対し年次報告を提出するものとし、また、総会がはその報告書を再検討するために年次討論を開くものとすることに留意する。
16. 安全保障理事会が積極的に関与し、その議事日程に載っている紛争後の状況においては、とりわけ、国際連合が職務権限を付与した平和維持ミッションが現地に存在しているか、または始動中の場合には、国連憲章に従った国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任を考慮して、同委員会の主要な目的は、安保理に対し、その要請に従い助言を提供することであることを強調する。

17. また、経済社会理事会の、経済的社会的発展の問題に関する調整、政策の再検討、政策対話および勧告のための主要機関としての役割に留意して、国家が移行期の復旧から発展へと向かう際に、持続的に注意を促すための当該委員会の助言は、とりわけ、同理事会と関連性を持つことも強調する。
18. 委員会は、全ての問題に関し構成員のコンセンサスに基づいて行動を取ることを決定する。
19. 地域的および現地の関係者の参加の重要性に留意し、同委員会の審議に最も関係のある者の積極的な参加を実現するために、テレビ会議、ニューヨーク以外での会合およびその他の様式を含む、柔軟性のある作業方法を採択することの重要性を強調する。
20. 同委員会が、その全ての活動にジェンダー視点を統合することを求める。
21. 同委員会が、適宜、女性団体を含む市民社会、非政府組織、および平和構築活動に従事している民間セクターと協議することを奨励する。
22. 同委員会は、持続的な平和および発展の基礎が築かれた場合、あるいは審議下にある国家の国家当局の要請があった場合には、特定の国家の状況の審議を終結することを勧告する。
23. 事務局内に、既存の資金内で、同委員会を援助し支援するために、資格のある専門家によって構成される小規模の平和構築支援事務所設立に関する事務総長に対する安保理の要請を再確認し、それとの関連で、かかる支援は、財政的資源の利用可能性、関係する国際連合の国内計画立案活動、短期および中期復興計画の目標達成に向けた進展並びに分野横断的な性格を持つ平和構築問題に関する優良事例に関する情報の収集および分析を含みうることを認識する。
24. また、既存の制度を十分考慮に入れつつ、平和構築活動の開始に必要な資金の即時の提供および復興のための適切な資金の利用を確保することを目的とした、自発的拠出によって資金供給される、紛争後の平和構築のための複数年度にまたがる常設的な平和構築基金設立に関する事務総長への要請を再確認する。
25. 事務総長に対し、総会第 60 回会期中に平和構築基金設立の準備に関して、総会に報告することを要請する。

26. 事務総長が、本決議採択後、なるべく早期に委員会の第1回設立会合を開催できるよう、上記第4項に言及された関連機関および加盟国に対し、組織員会の構成員名を事務総長に連絡するように要請する。

27. 上記の取極は、それが合意された平和構築委員会の任務を遂行するのに適切なものであることを確保するために本決議の採択から5年後に再検討され、またかかる再検討およびその結果としてのいかなる変更も、上記第1項に規定されたのと同じ手続によって決定されることを決定する。

28. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

注

1 決議 60/1